# アメリカにおける投資信託規制とSECの役割

佐賀卓雄

## 一、はじめに

ことによって始まったミューチュアル・ファンド一部のヘッジファンドによる不正行為を摘発する□○○三年九月に、ニューヨーク州司法当局が

系、またその透明性の問題、手数料の販売促進の使用する)をめぐるスキャンダルは、手数料体(MF以下、特に断らない限り投資信託と同義に

そして投資会社のガバナンス問題など、投信全般ための利用(ディレクテッド・ブローカレッジ)、系、またその透明性の問題、手数料の販売促進の

営、監督責任を負っている証券取引委員会 (Se-

にわたる規制体系の見直しを促すことになった。

いうまでもなく、その中心は連邦証券諸法の運

た発端が州の司法局によるものであったため、S

はあるが、投信不正行為が摘発されるようになっ

対する対策も避けて通れない問題であった。まECの後手に回った対応の原因の究明と、それに

しては、投信業界から過剰な規制に対する反発もた、その後のSECによる精力的な規則制定に対対する対象を対して通れない問題であった。ま

強まっており、六月末のSEC委員長の辞任もこ

る。の問題が絡んでいるといった憶測がなされてい

きについて紹介する。と現状、そしてそれに対する反発とゆり戻しの動投信不正行為を発端とした規制の見直しの経緯

## 二、投信不正取引をめぐる経緯

呼んでいる)の業者団体である投資会社協会(In-で大きいことは改めて言うまでもない。二○○四 年末に、オープン・エンドの投資会社(随時、基 準価格での買戻しを認めている会社型投資信託の とこと。俗にミューチュアル・ファンド(MF)と でんでいる)の業者団体である投資会社は極め

%であったが、二○○四年末には約二○%に上昇といる。一九八○年代以降、であり、一九八四年の三、七○○億ドルから九四年には二兆二千億ドルへ、そして二○○四年には八兆一千億ドルに増加している。また、全米の総大数では九、二○○万人が保有している。個人金人数では九、二○○万人が保有している。個人金人数では九、二○○万人が保有している。個人金人数では九、二○○万人が保有している。個人金人数では九、二○○四年末には約二○%に上昇を背景にしてMFの資産の増加も顕著株価の上昇を背景にしてMFの資産の増加も顕著株価の上昇を背景にしてMFの資産の増加も顕著

MFは退職勘定においても重要な役割を果たししている。

%を占め、さらにこの約半分を占めるIRA(個

ている。MFは三兆一千億ドル、退職資産の二四

た、この間の退職市場の成長はMFの成長の重要産総額二兆一千ドルの約五○%占めている。ま人退職勘定)資産の四○%弱、401(k)プランの資

な要因でもあり、 MF資産の三八%が退職勘定で vestment Company Institute, ICI) によれば、

に達する(ちなみに、これはアメリカのMFの総MFの本数は八、五一二本、総資産は約八兆ドル

の保有である。

四%、免税債券の三四%、社債の約一○%、コ 割を果たしている。すなわち、株式発行残高の二 さらに、資本市場との関係でもMFは重要な役

 $2005)^{\circ}$ いる (ICI, Investment company Fact Book,

マーシャル・ペーパー発行残高の三五%を占めて

為が行われることになれば、資本市場への影響は みなされていた。したがって、仮にそこで不正行 対する規制体系も最も行き届き、透明性が高いと 極めて重要な役割を果たしているために、それに 市場、個人の資産運用、退職市場などとの関連で このように、アメリカにおいて投資信託は資本

SECは二〇〇二年末頃より投信の手数料につい て問題にし始めていた。しかし、投信をめぐるス 以前に紹介したように (佐賀 [二〇〇四 a])、

計り知れないのである。

口顧客(ヘッジファンド)に対して不正に有利な キャンダルの直接の発端は、一部の投資会社が大

取引を認めていたのが明らかになったことであっ た。これは時間外取引(late trade)と呼ばれる

が終わった後で、その価格で注文を受けることに ものであるが、要するにその日の基準価格の計算 よって、一部の大口顧客が不当な利益をあげてい

たとされる取引である。要するに、これは「レー スの結果が分かってから馬券を買うようなもの」

(ニューヨーク州司法長官エリオット・スピッ

定めている投資会社法規則二一c—一(a)に明確に ツァー) であり、「ブラインド方式」 での注文を 違反している(「ブラインド方式」 については、

佐賀 [二〇〇四a]、五九ページを参照された

これに対して、短期取引(market timing)と

は、市場価格の変動を予想して投信を短期売買す

第45巻第8号 買は償還に備えて投信管理会社に余分な現金を準 ることによって利益をあげる取引戦略であり、そ を低下させるとともに、管理コストを高くする要 備させることにより、ファンドのパフォーマンス れ自体は違法なものではない。しかし、頻繁な売 因になる。このため、ほとんどの投信は解約手数

り決めを行っていたことが明らかになった。 見書で開示している。それにもかかわらず、 制限するなどして、短期売買を制限する旨、目論 料を高くしたり、、一定期間における取引回数を に、その後のSECの調査では短期取引は一般的 の投資会社は大口顧客との間で「短期取引」の取 していないことが明らかになった。 な戦略であったが、多くの場合、その事実を開示 さら — 部

> 摘発された(摘発事例については、佐賀 [二〇〇 投資会社、証券会社、投資顧問会社などが次々に 四b〕、表1(四二ページ)を参照されたい)。 ていることが推測された。案の定、その後、大手

すなわち、二〇〇三年一月までは、証券諸法違反 ment)の金額は過去に例をみない高額であった。 金(penalty)、不当利益の吐き出し(disgorge-に対する罰金は二千万ドル以下であったが、 SECがこれらの不正行為に対して科した、罰 投信

ルの罰金が科せられている(罰金の範囲は、最低 また、二四人の個人に対しても罰金が科せられた 二〇〇万ドルから最高一億四千万ドルである)。 の不正に対しては一件あたり平均五、六〇〇万ド

が、これまでの最高の三、○○○万ドルが科せら れたほか、業界からの永久追放という厳しい措置 が採られた(図表1、図表2を参照されたい)。

から、これらの不正行為が関連業界全体に広まっ 手方として多くの金融機関が名を連ねていたこと

罰金額を算定するに当たって、SECは違反行

最初に摘発されたヘッジファンドとの取引の相

## アメリカにおける投資信託規制と SEC の役割

短期取引に関係する投資顧問業者への罰金と不当利益の吐き出し (2005年2月28日現在、

牛 だん)

			+ <u>\_</u> +,	けるよう聞く十片に、「ド・ト・リブラロダ(犬)
	1,869,146	1,078,646	790,500	
	4,146	2,146	2,000	フレモント・インベストメント・アドバイザーズ, Inc.
	25,000	11,500	13,500	RS インベストメント・マネジメント, LP
	50,000	30,000	20,000	フランクリン・アドバイザーズ, Inc.
	50,000	10,000	40,000	ピムコ・アドバイザーズ・ファンド・マネジメント, LLC
	50,000	10,000	40,000	バンクワン・インベストメント・アドバイザーズ, ローポレーション
	55,000	5,000	50,000	パットナム・インベストメント・マネジメント,LLC
	80,000	40,000	40,000	ストロング・キャピタル・マネジメント, Inc.
19 —	90,000	40,000	50,000	ピルグラム・バクスター&アソシエイツ, Ltd.
_	100,000	50,000	50,000	ジャナス・キャピタル・マネジメント, LLC
	140,000	70,000	70,000	コロンビア・マネジメント・アドバイザーズ, Inc.
	225,000	175,000	50,000	マサチュセッツ・フィナンシャル・サービシズ, Co.
	250,000	150,000	100,000	アライアンス・キャピタル・マネジメント, LP
	375,000	235,000	140,000	インベスコ・ファンズ・グループ, Inc.
	\$375,000	\$250,000	\$125,000	バンク・オブ・アメリカ・キャピタル・マネジメント、LTC
	総額	不当利益の吐き出し	罰金	投資顧問業者館
	1000 H			

(注) 系列のブローカー・ディラーに対する罰金も含む。

## 証券レビュー 第45巻第8号

## 図表 2 投資顧問業者(個人)への罰金

罰金を科せられた投資顧問業者(個人) <sup>a</sup>	罰 金 額		
ストロング・キャピタル・マネジメント、Inc.			
・創業者および前会長り	3,000万ドル		
・前エグゼクテイブ・バイス・プレジデント b	37万5,000ドル		
・前コンプライアンス担当取締役 <sup>b</sup>	5万ドル		
ピルグラム・バクスター&アソシエイツ、Ltd.			
• 前会長	2,000万ドル		
・前 CEO b	2,000万ドル		
インベスコ・ファンズ・グループ、Inc.			
•前CEO	50万ドル		
・チーフ・インベストメント・オフィサー	15万ドル		
・ナショナル・セールス・マネージャー	15万ドル		
・販売担当のアシスタント・バイス・プレジデント	4 万ドル		
マサチュセッツ・フィナンシャル・サービシズ、Co.			
• 前会長	25万ドル		
・前 CEO	25万ドル		
RS インベストメント・マネジメント、LP			
• CEO	15万ドル		
• CFO	15万ドル		
コロンビア・マネジメント・アドバイザーズ、Inc.			
<ul><li>前ポートフォリオ・マネージャー</li></ul>	10万ドル		
•前COO	10万ドル		
<ul><li>前ナショナル・セールス・マネージャー</li></ul>	5 万ドル		
バンクワン・インベストメント・アドバイザーズ、Corp.			
・関連ファンドの前 CEO	10万ドル		
フレーモント・インベストメント・アドバイザーズ、Inc.			
•前 CEO	10万ドル		
総額	7,251万5,000ドル		
(注) 。 (中) の戸書主け机次節明光ネについてのもので、この地に関連コーンドの戸書主を持つ			

<sup>(</sup>注) a. 個人の肩書きは投資顧問業者についてのもので、その他に関連ファンドの肩書きを持つ ものもいる。

(出所) SEC

b. これらの個人は投信関連業界から永久追放という処分を受けた。

SECと較べると低い。例えば、NASDはブ 会(NASD)も同じような基準で罰金額を算定 会(CFTC)、通貨監督庁(OCC)、証券業協 為の悪質さ、投資家の損害額、これまでの類似の して九件の強制措置を採っているが、罰金額は一 している。しかし、これらの監督機関の罰金額は 込む可能性)などを考慮する。商品先物取引委員 が高すぎるために、被告が納得せずに裁判に持ち ケースに対する罰金額の他、訴訟リスク(罰金額 ローカー・ディラーの時間外取引と短期取引に対

> 罰金額(一二件)は四、三○○万ドルであった。 ル、アナリスト問題にともなう投資銀行への平均 会社への平均罰金額(一一件)は六、一五〇万ド は賛否両論があるようである。賛成論は、それに に対して、企業会計スキャンダルにともなう公開 あたりの平均罰金額が五、六○○万ドルであるの 正行為にともなう投資顧問業者(一四件)の一件 ただし、SECの内部でも高額の罰金に対して

う。反対に、重い罰金は結局の所、株主の負担が 制が整備、強化されることによって、証券業界に おける不正行為を抑止する効果が期待されるとい

という意見もある。

増えるだけであり、抑止効果にはならないという

件については、ニューヨーク州、コロラド州、 なお、州も罰金を科しているが、

一四件中一一

お

よびニューハンプシャー州がSECと調整し、同

Cの罰金額は、近年の他の不正行為に対する罰金 もっとも、今回の投信の不正行為に対するSE

額と較べて極端に高額なものではない。投信の不

は、それぞれ二、五○○万ドルと三、五○○万ド CCとCFTCの場合、これまでの罰金額の最高

○万ドルから百万ドルの範囲であった。また、○

ルであった。

よって説明責任が強化され、コンプライアンス体

済基金(fair fund)に組み入れられている。 サーベンス・オクスレー法で創設された投資家救 額の罰金を科している。そして、これらの罰金は

だし、ニューヨーク州は和解した投資顧問業者に

買はやっていなかったものの、同じサービスに対 額の手数料を取っており、不当利益の吐き出しと は、これらの業者は時間外取引や不適切な短期売 五百万ドルの手数料の引下げを命じた。その理由 対して、追加的に五年間にわたって総額九億二千 して投信の投資家から機関投資家よりもかなり高

とをあげている。 罰金ではこれらの投資家への賠償にはならないこ

## 三、投資信託規制の見直し

ECではあったが、その後の対応は迅速かつ精力 投信不正行為の摘発については後塵を拝したS

> 期取引に対する規制だけではなく、投資会社のガ 関連する規則のリストであるが、時間外取引と短 的であった。図表3は、新たに採択された投信に

バナンス、投資顧問会社のコンプライアンス体

定する (ハード・4 pm・クローズ)、 投信販売 として、その日の基準価格を適用する取引を午後 広範囲に及んでいる。さらに、他に提案中の規則 制、倫理規定、また投信の情報開示の強化など、 四時までに運用会社か清算機関が受けたものに限

投資会社のガバナンスをめぐるものである。これ これらの規則の中で、現在まで係争中のものが

の割合を過半数から七五%に引き上げる、②会長 該当するための一○の要件のうち、①独立取締役 は投資会社が投資会社法が定める適用除外規則に

は独立していなければならない、という修正と新

時点および取引確認の際のコストと利益相反状況

の開示、がある。

## アメリカにおける投資信託規制と SEC の役割

図表 3 ミューチュアル・ファンドに関連したSECの新規則(2003年9月以降)

規則	採 択 日	内容
コンプライアンス規則	2003年12月17日	・SEC 登録の投資会社と投資顧問業者は、連邦証券諸法 および投資顧問業法に違反するのを防ぐことを目的とし た方針と手続きを文書で定めること。 ・それらの対策と手続きの適切性と有効性を毎年、レ ビューすること。 ・それらを管理するために、コンプライアンス担当役員 (CCO) を定めること。
株主向け報告書、お よび四半期毎の登録 投資管理会社のポートフォリオの開示	2004年2月24日	<ul> <li>・登録投資管理会社は株主への報告書の中で当該期間に発生し、株主の負担となる費用を開示しなければならない。</li> <li>・同様に、報告書の中でポートフォリオの概要を開示しなければならない。</li> <li>・株主からの要求があれば、SECに届けられている詳細な内容を無料で株主に提供しなければならない。</li> </ul>
短期取引についての 情報開示、および ポートフォリオの選 択的情報開示	2004年4月16日	・オープンエンド型投資管理会社は目論見書において、頻 繁な買いと投資会社株の買い戻しによる株主にとっての リスクと、そのような事態に対する方針と手続きを開示 しなければならない。
投資会社の取締役に よる投資顧問契約の 開示	2004年6月23日	・登録投資管理会社は株主への報告書において、直近の半期において取締役会が承認した投資顧問契約に関連する 重要事実を開示しなければならない。
投資顧問業者の倫理 規範	2004年7月2日	・登録投資顧問業者は、投資顧問担当者に求められる行為 基準を定め、担当者の個人的取引から生じる利益相反を 特定しなければならない。 ・特に、監督者は投資顧問が管理する投資信託の取引を含 む、個人的な取引を報告しなければならない。
投資会社のガバナンス	2004年7月27日	・1940年投資会社法で定められている適用除外規則の修正。これらの規則はファンドの独立性と効率性を強化し、株主の利益を守ることを目的としている。 ・修正された規則は、ミューチュアル・ファンドが10項目の適用除外規則に該当するためには、ファンドの取締役会の会長と、少なくとも取締役の75%が投資顧問会社から独立していなければならない。
登録投資管理会社のポートフォリオ・マネージャーについての情報開示	2004年8月23日	・1933年証券法、34年証券取引所法、および40年投資会社法は、登録投資管理会社は目論見書において、ポートフォリオ・マネージャーに関する基本的な情報を開示しなければならないことを定めている。 ・修正された規則では、それに加えて、ポートフォリオ・マネージャーが管理する他の口座、報酬構造、そして投資会社株式の保有状況を開示することを義務づけている。
投信の販売促進のた めに手数料を利用す ることを禁止	2004年9月2日	・ファンドが投信の販売促進に対して手数料を利用することを禁止。 ・SEC は、この規則はファンドとファンドの株主にとって不利になる行為を禁止するものとしている。
ヘッジファンドの投 資顧問業者の登録	2004年12月3日	・ヘッジファンドの投資顧問業者に対して投資顧問業法に 基づいて SEC への登録を義務づけ。 ・ヘッジファンドへの投資家の保護を目的としている。
ミューチュアル・ ファンドの買戻し手 数料	2005年3月11日	・特定の条件を満たさない限り、ファンドが、購入後7日 以内の買戻しを禁止。 ・買戻し金額の最高2%の手数料を課することができる。

(出所) GAO [2005a], pp.29-30より

まま再度、規則を採択した。

merce of the United States of America)が口 が、その後、商工会議所 (Chamber of Com-ロンビア地区控訴裁判所 (United States Court

四])。二〇〇四年七月に最終規則が採択された

たな要件を定めたものである (SEC [二〇〇

cuit)に見直しを請願した。この判決は六月二一 長が退任する前日に、賛成三、反対二で無修正の of Appeals for the District of Columbia Cir-を指示した。しかし、SECはドナルドソン委員 日に示され、控訴裁判所は SEC に対して見直し

21,2005))°

従って規則を制定すべきだ、ということである。 ministrative Procedure Act, APA)の要件に い、SECはどのような場合でも行政手続法(Ad-してガバナンス構造を規制する権限は与えていな 商工会議所の主張は、投資会社法はSECに対

これに対する裁判所の判断は、SECは法律で認

SEC, No.04-1300, slip. op. (D.C. Cir, June commerce of the United States of America v. うコストや効率性への影響、また提案されている あるとし、規則の再検討を求めた (Chamber of 代替案を適切に検討していないのはAPA違反で 上で、SECが規則制定に当たってそれにともな められている以上の権限は行使していないとした

と代替案の検討の必要性)について新たにデータ た二つの論点(規則採択にともなうコストの評価

を示した上で、規則の変更の必要性はないとする

は二○○四年七月の最終規則採択の際にも反対し **ものであった**(SEC [二〇〇五])。 二人の委員 たが、今回も再度パブリック・コメントを募集し

て見直すべきだと主張して反対した。

既に、ドナルドソン委員長は翌日に任期を二年

これに対するSECの判断は、裁判所が指摘し

〇〇<u>四</u>])。

# 四、SECに対する批判の高まり

もメスが入れられる契機になった。政府機関の予が、そのような事態を招いたSECの監督体制にSECにとってはもちろん大きな衝撃であったニューヨーク州司法局によって行われたことは、ところで、投信スキャンダルの摘発が最初に

問題について議会証言を行っている(GAO[二を与えられている行政監督院(General Account-算の執行、業務執行の効率性などを監視する任務

(注) 二〇四年の the GAO Human Capital Reform Act により、七月七日より General Accounting Office という名称が General Accountability Office に変更された。以前は「会計検査院」という日本語訳が定着していたが、新しい名称についての訳語が定着していないため、とりあえしい名称についての訳語が定着している。なお、最後のず「行政監督院」という訳語を充てている。なお、最後のず「行政監督院」という訳語を充てている。

に対する検査は一二―二四年間に一度なされるに論した。例えば、一九九八年以前には、投資会社なかったために、このような事態が発生したと結な発展にSECの監督体制が追いつくことができる系展にSECの監督体制が追いつくことができ

資管理局が二〇〇二年の一七三人から二〇〇人は大幅に増強されようとしている。すなわち、投は大幅に増強されようとしている。すなわち、投すぎなかった。監督体制の不備が明らかになったすぎなかった。監督体制の不備が明らかになった

ないためにこれによる効果を判定するのは難しい点ではGAOはSECが戦略プランを作成していたれぞれ増員される計画である。しかし、この時に、コンプライアンス・検査局が三九七人から五に、コンプライアンス・検査局が三九七人から五

ンセンティブはもたない、と見ていたために、取るので、投資会社がそのような取引を許容するイある、②短期取引は投信の運用利回りを引き下げ体は違法なものではなく、相対的にローリスクでそれに加えて、SECは、①短期取引はそれ自

gic Plan を作成している)。

としている(その後、SECは2004-2009 Strate-

○○五a〕。 り組みが遅れたことを指摘している(GAO [二

〇〇五 a])。

題があることを指摘している(GAO [二〇〇五]

さらに、GAOはSECの内部管理体制にも問

 $\overset{b}{)_{\circ}}$ 

以上のように、今回の投信スキャンダルは規制

投信関連業界からの反発もあり、一定のゆり戻し契機にもなった。もっとも、規制強化の動きは、なく、SECの監督体制のあり方にもメスが入る全体の見直しに取り組む契機となったばかりでは

【参考文献】

後の動向が注目されるところである。

を余儀なくされる場面も出てきそうではある。今

の規制動向について」、『証券レビュー』第四四巻一号佐賀卓雄 [二〇〇四 a]、「アメリカにおける最近の投資信託

資本市場』、四月\_\_\_\_\_\_ [二○○四b]、「アメリカの投資信託改革」、『月刊\_\_\_\_\_\_

- 56

## アメリカにおける投資信託規制と SEC の役割

# と制度改革」、『証券経済研究』第四六号高橋 元、漆畑春彦 [二〇〇四]、「米国の投信不正取引事件

Gremillion, L. [2001]、A Purely American Invention: 雨洋和利監訳 [□○○□]、『投資信託ビジネスのすべて』 東洋経済新報社

US Government Accountability Office (GAO) [2004], SEC Operations —Oversight of Mutual Fund Industry Presents Management Challenges (Testimony before the Subcommittee on Government Efficiency and Financial Management, Committee on Gorvernment Reform, House of Representatives)

[2005a], Mutual Fund Trading Abuses —Lessons Can be Learned from SEC not Having Detected Violations at an Earlier Stage, April

Consistently Applied Procedures in Setting Penalties, but Could Strengthen Certain Internal Controls, May

[2005b], Mutual Fund Trading Abuses

-SEC

tive Actions are Being Taken, but Regulatory Challenges Remain—(Testimony before the Subcommittee on Commercial and Administrative Law, Committee on the Judicial, House of Representatives)

US Securities and Exchange Commission (SEC) [2004],

Release No. IC—26520, Investment Company Governance:
Final Rule, August 2

[2005], Release No.IC—26985, Investment Company Governance; Commission Response to Remand by

Court of Appeals, June 30

US Court of Appeals for the District of Columbia Circut [2005], Chamber of Commerce of the United States America v. SEC, No.04–1300, slip op. June 21

(さが たかお・当研究所理事・主任研究員)